



## 財政部が「税籍登記規則」を改正、ネット販売事業者は新しい規定に注意が必要

財政部は2022年8月8日、「(改正)税籍登記規則」及び「(改正)税務機関の営利事業者会計帳簿証憑管理細則」を公布しました。2023年1月1日から、事業者がインターネットプラットフォーム、モバイルデバイスアプリケーション(APP)又はその他の電子方式により、物品又は役務の販売を専営又は兼営（以下、「ネット販売に従事」と称する）する場合、その税籍登記項目に「ドメイン名及びネットワークアドレス」及び「会員アカウント」を追加し、かつ事業者はインターネット販売ウェブサイト及び関連取引アプリ又はプログラムに「事業者の名称」及び「統一番号」を明確に開示しなければならないとされました。ネット販売に従事する事業者（以下、「プラットフォーム事業者」と称する）は、会員の取引記録の保管及び提示に協力する義務も負うこととされます。

### 一、政策の重点説明

#### A. 税籍登記項目の追加

財政部によると、事業者による物品又は役務のネット販売がますます一般的になっているため、消費者が事業者の情報を識別しやすくするために、ネット販売事業者は以下の情報を事業者の税籍登記項目に追加する必要があります。

- ドメイン名及びネットワークアドレス
- 会員アカウント

B. インターネット販売ウェブサイト又はプログラムの見やすい箇所に以下の情報を開示する必要があります。

- 事業者の名称
- 統一番号

#### C. 取引記録の保存

プラットフォーム事業者が電子形式により保存する全ての必要な取引記録等の情報は、取引に関連する原始証憑の範囲に属し、規定に基づき保存及び提示しなければならないとされています。

### 二、税籍登記スケジュール

2023年1月1日以降、ネット販売に従事又はそれを計画する事業者は、事実の発生日から15日以内に前述のネット販売時の要登記事項の変更登記申請を行う必要があります。

### 三、指導期間及び罰則

改正後の規定により、2023年1月15日までにネット販売時の要登記事項の変更登記申請を行う必要があります。但し、2023年1月1日から同年4月30日まで（計4ヶ月間）は指導期間とされ、当該期間においては規定に基づいた対応ができていない場合でも罰則は免除されます。但し、同年5月1日以降、規定に基づき対応していない場合、營業税法第46条第1号に、期間を設けて改正又は補足処理を通知するほか、NT\$1,500以上NT\$30,000以下の過料を科する、と規定されています。

### 四、留意事項

企業が業務形態を見直しネット販売を開始する場合、上述の規定及びスケジュールに従って、国税局にネット販売に関する登記事項の変更が必要になる点にご留意ください。実際に変更登記が必要な場合は、弊事務所までお問い合わせください。

# KPMG Taiwan Network

## 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

## 新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

## 台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

## 台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

## 高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

## Contact us

### パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門 ( 記帳代行、個人所得税、給与計算等 )

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 ( 会社設立、ビザ取得等 )

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

## home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 陳彦富 統括 / KPMG台湾